

2020年6月2日

大阪府知事
吉村 洋文 様

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 藤川 真人



2020年府労組連夏季要求書 (新型コロナウイルス感染症対策下における緊急要求書)

新型コロナウイルス感染症対策への連日連夜のご奮闘に心より敬意を表します。
憲法と地方自治の本旨を基本とし、「全体の奉仕者」として、府民のいのちと健康、安全・安心を守り、未来を担う子どもたちの教育を受ける権利を保障し、よりよい教育を行うため、民主的かつ効率的な職務を遂行できる賃金・労働条件の確立が必要です。労働条件の改善について5月22日に開催した府労組連第1回中央委員会の決定にもとづき、下記のとおり要求します。
については、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の改変にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染症対策下において、次の要求を実現すること。
 - (1) 執務環境の整備、感染防止対策等、職員・教職員の安全確保に全力を尽くすこと。
また、感染者や濃厚接触者に接する業務を行う職員に対し、個人防護具（マスク・服など）を必要数確保するなど、感染防止に努めること。
また、妊娠中である職員等の業務軽減等を図るなど適切な勤務条件の確保に努めること。
 - (2) 学校や施設等の消毒作業等を徹底するために必要な物資（マスク、消毒液等）の確保や必要な予算・人員の確保を行うなど、労働条件の改善に努めること。また、教職員の安全確保のため、非接触型体温計等の必要な物資の確保や養護教諭・栄養教諭の業務負担を軽減するための人的措置等により労働条件の改善に努めること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策における職員の時間外勤務実態（2月～5月）を明らかにし、過重労働対策を緊急に行うこと。また、週休日の確保、時間外勤務の上限規制

や勤務間インターバルを徹底するなど、労働条件の改善に努めること。

また、緊急に保健師やケースワーカーの増員（臨時的任用職員を含む）を行うなど、長時間労働の解消に努めること。

(4) 夜間・休日等に自宅で電話等の対応をする職員に対し、時間外勤務手当を支給するのは当然のこととして、待機時間についてオンコール手当を支給すること。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護施設の休業や利用自粛等の要請等があり、被介護人の世話が必要な場合、職務専念義務を免除すること。

また、夏季休暇、結婚休暇の取得期間については、実態を踏まえ柔軟に対応すること。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非常勤職員の在宅勤務適用を原則として認めること。在宅勤務が困難な場合は、自宅待機とすること。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策のため、全庁的な業務の見直し、応援体制の強化、在宅勤務の促進、不急の会議の中止、学校の休校等の取り組みが進められているもとの、今年度の人事評価は中止すべきである。「新人事評価制度」「評価・育成システム」の評価結果にもとづく賃金反映は撤回すること。

(8) 学校の再開にあたっては、教職員の安全確保と快適な執務・教育環境を確保する観点での明確な基準や方針を示すとともに、全教室へのエアコンの設置、熱中症対策等を徹底するなど、教職員が安心して過ごせる場となるよう教育条件の整備を行うなど、労働条件の改善に努めること。

3. 一時金を6月30日に支給すること。一時金の「職務段階別加算」を廃止し、全職員へ一律に加算すること。勤勉手当への「評価結果」の反映、扶養手当の算出基礎からの除外を撤回すること。

4. 労働条件の改善は職員の働きがいと快適な職場環境につながり、府民サービスの向上とよりよい教育が実現できる。また、感染症の蔓延や災害時であっても住民の安全と生活を守るために、十分対応できる職員体制が必要である。そのためにも業務量に見合う必要な職員・教職員の配置を増やすなど、労働条件の改善をはかること。

5. 出産や育児、子の看護、障がいのある子の養育、介護等の休暇制度を拡充すること。

また、育児部分休業、子育て部分休業、介護時間等について、年次休暇との併用を可能とすること。

6. 職場環境の改善、労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。

- (1) 働きやすい職場環境の改善のため、労働安全衛生協議会（委員会）を拡充するとともに、50人以下の職場でも安全衛生委員会を設置すること。
- (2) 定期健康診断など健康管理体制の拡充をはかること。人間ドック等の検診内容や受診枠の拡充をはかること。
- (3) ストレスチェック制度は、個人情報保護と不利益防止の措置を徹底し、集団分析結果等を職場環境の改善につなげること。メンタルヘルス対策の抜本的強化をはかり、精神疾患等休職者の職場復帰に向けて必要な対策を講じること。

【要望事項】

7. 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」（総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知／総行安第20号／令和2年4月30日）を踏まえ、速やかに公務災害認定を行うよう地方公務員災害補償基金大阪府支部に働きかけること。